

佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

### 佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(<u>条例第6条第2号エ</u>の規則で定める職)</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第6条第2号エ</u>の規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。</p>	<p>(<u>条例第6条第1号ウ</u>の規則で定める職)</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第6条第1号ウ</u>の規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。